

2024（令和6）年度 大阪大学大学院高等司法研究科

一般選抜／特別選抜（法曹コース開放型）法律科目試験（民事訴訟法）出題の趣旨

本問は、土地所有者がその土地上の建物所有者に対して所有権に基づき建物収去・土地明渡しを求める給付訴訟の典型例を素材として、判決手続における基本概念に関する理解を問うものである。

【設問1】は、本案判決の要件として訴訟要件の具備（訴訟障害の不存在）が確かめられる必要があることを出発点として、給付の訴えの利益や正当な当事者に関する基本的知識について問うものである。判例、学説上確立した理解を問題文に当てはめ、適切に結論を導くことが求められている。

【設問2】は、法人が当事者となる場合に関する諸問題について問うものである。株式会社が原告である場合における訴訟上の会社代表者は誰か、訴訟代理権授与行為の効力、代表権喪失時の訴訟代理権の帰すう等について、判決手続で学ぶ基礎的事項を問題文に当てはめ、設問の指示に沿って、訴訟代理人による、原告のための訴えの提起行為を有効とする筋道を示すことが求められている。